



2026年9月17日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ッ ク ラ ン ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 笠 原 弘 和
(コード番号：9612 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役CFO 坂 本 寛 樹
兼コーポレート統括本部長
(TEL：03-3377-9331(代 表))

元代表取締役社長に対する損害賠償請求に係る民事調停の成立並びに その他の当時の役員に対する責任追及の方針に関するお知らせ

当社は、当社元代表取締役社長である望月圭一郎氏（以下、「望月氏」という。）を相手方として東京地方裁判所に申し立てていた民事調停（同裁判所令和6年（ノ）第274号。以下、「本調停」という。）に関し、裁判所に設置された調停委員会から提示された調停案を受諾することを2026年9月16日開催の取締役会において決議し、本日開催された調停期日において、下記のとおり調停が成立いたしましたので、お知らせいたします。なお、本調停に係る調停調書の記載は、民事調停法第16条により、裁判上の和解と同一の効力を有します。

また、当社は、同取締役会及び同日開催の監査等委員会において、望月氏以外の当時の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、「その他の当時の役員」という。）に対する責任追及の方針についても決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本調停に至る経緯

当社は、2024年7月31日付「改善報告書」及び2025年2月13日付「改善状況報告書」（同月14日付で差替版を公表）においてお知らせしましたとおり、東京国税局による税務調査における指摘等を契機として判明した、①望月氏が交際接待費等として当社に精算申請を行った費用の一部について、精算申請時に申告した情報に事実と異なる内容が含まれていた事案（以下、「本経費精算事案」という。）及び②2018年12月期に計上された長期売掛金の回収資金等に関して、望月氏を含む当時の当社役職員の一部分が、望月氏の資産管理会社から当該取引先に対して返済原資となる資金を提供し、当社に対する返済が滞りなく行われているかのようにならざる等の不適切な処理を行っていた事案（以下、「本債権回収事案」といい、本経費精算事案と併せて「本件」という。）に関し、2024年2月14日に設置した特別調査委員会による調査の結果（2024年4月12日受領の調査報告書）等を踏まえ、2024年9月18日開催の取締役会において、望月氏を含む当時の役員に対する責任追及を行う方針の下、まず望月氏に対して損害賠償請求に係る交渉を開始することを決議し、望月氏との間で協議を行ってまいりました。

その後、当社と望月氏との間では、話し合いによる解決を志向する点では一致したものの、事案の重要性に鑑み、裁判所の民事調停手続において協議及び合意を行うべきであるとの結論に至ったことから、当社は、2024年12月13日開催の取締役会における決議を経て、同月24日、東京地方裁判所に対し、本調停を申し立てました。当社が本調停において請求した損害額は、合計11億5,702万6,236円（①特別調査委員会に係る費用9億3,100万9,694円、②自主点検チームに係る費用1億5,679万3,603円、③改善措置支援に係る費用5,235万

2,239円、④過年度決算訂正に係る費用986万2,500円及び⑤延滞税・重加算税700万8,200円)です。

本調停においては、約1年8か月にわたり、当事者双方が主張立証を尽くしてまいりましたが、2026年8月17日、調停委員会から、双方の主張立証を踏まえた調停案及び調停条項案が提示されました。当社は、下記3.に記載の理由から、これを受諾することが相当であると判断し、2026年9月16日開催の取締役会において調停案を受諾することを決議し、本日、望月氏との間で調停が成立いたしました。

2. 調停成立の内容（調停条項の概要）

- (1) 望月氏は、当社に対し、本件解決金として1億3,000万円の支払義務があることを認める。
 - (2) 望月氏は、当社に対し、2026年10月30日限り、前記解決金1億3,000万円を、当社の指定する金融機関口座に振り込む方法により一括して支払う。
 - (3) 当社は、その余の請求を放棄する。
 - (4) 当社及び望月氏は、当社と望月氏との間には、本件に関し、調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (注) 本調停条項は、当社と望月氏との間の権利義務関係についてのみ定めるものであり、当社がその他の当時の役員その他の第三者に対して有する請求権に影響を及ぼすものではありません。

3. 調停案を受諾することとした理由

当社は、本件により当社が被った損害の賠償を求めるため、望月氏に対し、上記1.に記載の各費用の合計11億5,702万6,236円を請求してまいりました。本調停における主たる争点は、当社が主張する各損害と望月氏の任務懈怠行為との間に相当因果関係が認められるか否かでした。調停委員会から提示された調停案は、望月氏に不適切な経費精算等の任務懈怠行為が認められることを前提としつつ、他方で、特別調査委員会の調査報告書の指摘のとおり、当社において本来有すべき内部統制・ガバナンスが欠如していたために同行為を防ぐことができなかったという事情も踏まえ、損害の公平な分担の見地から、望月氏が負担すべき相当因果関係のある損害を、費目ごとに以下のとおり検討し、合計1億3,000万円とするものです。

- ① 特別調査委員会に係る費用（請求額9億3,100万9,694円）については、上場会社である当社において、当時の代表取締役社長であった望月氏による不適切な経費精算等の疑いが指摘されていた以上、専門的知見のある第三者である特別調査委員会を設置してその調査に委ねること自体は社会通念上相当といえるものの、当社の主張する調査費用は9億円を超える高額なものとなっており、これは、任務懈怠行為が生じた原因の分析や再発防止の観点から、当社における内部統制の仕組みを含めて相当期間にわたり調査が行われたことによるものと認められること等を考慮し、請求額の1割程度である1億円とされました。
- ② 自主点検チームに係る費用（請求額1億5,679万3,603円）については、同チームによる点検は特別調査委員会の調査を補完するものとしてこれを行うこと自体は社会通念上相当といえるものの、その点検対象には望月氏の任務懈怠行為と直接関係がないものが多く含まれていること等を考慮し、請求額の1割程度である1,500万円とされました。
- ③ 改善措置支援に係る費用（請求額5,235万2,239円）については、その大部分が当社の内部統制に関するものであるところ、内部統制自体は当社において本来有すべきものであることから、望月氏の任務懈怠行為と相当因果関係のある損害とはいえないものの、東京証券取引所から提出を求められた報告書の作成業務等に係る費用は同行為に起因するといえること等を考慮し、請求額の1割程度である500万円とされました。
- ④ 過年度決算訂正に係る費用（請求額986万2,500円）については、過年度決算訂正は望月氏の任務懈怠行為に起因して行われたものであるものの、同訂正と併せて、同行為に起因しない事項の訂正も一部行われていること等を考慮し、請求額の半分程度である500万円とされました。
- ⑤ 延滞税・重加算税（請求額700万8,200円）については、望月氏の任務懈怠行為に起因して発生したことに争いはないものの、その内訳等が明らかではないこと等を考慮し、請求額の7割程度である500万

円とされました。

当社は、2024年9月18日開催の取締役会において、望月氏との間で損害賠償に関する合意を締結する場合には外部専門家の意見を取得することを決議しておりましたが、本調停案及び調停条項案は、裁判所に設置された調停委員会が、中立の第三者の立場から双方の主張立証を踏まえて自ら算定し、作成したものであり、当社が個別に外部専門家の意見を取得する場合よりも高い客観性が確保されているものと判断いたしました。そのうえで慎重に検討した結果、①調停案は、裁判所に設置された調停委員会が、双方の主張立証を踏まえて提示したものであり、その判断の過程及び内容に合理性が認められること、②過去の企業不祥事案件における調査委員会の設置事例や調査費用等の損害賠償に関する裁判例の認容水準に照らしても、調停が成立せず訴訟に移行した場合に1億3,000万円を上回る損害賠償が認められる余地は低いと考えられる一方、訴訟による解決までには更に相当の期間及び費用を要すること、③調停案によれば、支払期限の定めのある一括払いにより早期かつ確実な回収が見込まれること、④本件解決金とは別に、不適切な経費精算として過年度決算訂正の対象とした金額（合計3億4,567万4千円）については、上記「改善報告書」及び「改善状況報告書」に記載のとおり、既に望月氏からその全額の返納を受けており、本件解決金と併せた当社の回収額は合計4億7,567万4千円となることなどを総合的に考慮し、調停案を受諾して本件を解決することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものと判断いたしました。

4. その他の当時の役員に対する責任追及の方針

(1) 検討の経緯

当社は、2024年7月31日付「改善報告書」において、望月氏を含む当社取締役（監査等委員である取締役を含みます。）に対する責任追及を行う旨を記載し、また、2025年2月13日付「改善状況報告書」（同月14日付で差替版を公表）において、望月氏の損害賠償額が確定した後に、望月氏以外の当社元取締役（監査等委員を含みます。）に対する請求を行う方針である旨を記載しておりました。本調停の成立により望月氏が負担すべき賠償額が確定することとなったことから、監査等委員会は、特別調査委員会の調査報告書における認定事実、同種事案に関する裁判例の分析その他の法的観点からの検討を行い、その検討結果を踏まえ、2026年9月16日開催の取締役会及び監査等委員会において、本調停の成立を条件として、以下のとおり決議いたしました。下記（2）の決議は、上記「改善状況報告書」に記載した方針を変更するものであることから、その理由を下記（3）及び（4）のとおり具体的にご説明いたします。

(2) 決議の内容

望月氏から本件解決金全額の支払を受けることを前提として、その他の当時の役員に対する損害賠償請求は行わないことといたします。なお、2026年10月30日までに本件解決金全額の支払がされない場合には、その他の当時の役員に対する責任追及の要否について改めて検討いたします。

(3) 責任追及を行わないこととした理由

- ① 本件により当社が被った損害は、望月氏の不適切な経費精算等に起因して支出を余儀なくされた調査費用等であり、仮にその他の当時の役員に監視義務違反又は内部統制システムの構築・運用義務違反等の任務懈怠が認められるとしても、それにより賠償の対象となる損害は、望月氏が賠償すべき損害と同一のものであって、これらの役員の債務は望月氏の債務と連帯債務（会社法第430条）の関係に立つと考えられます。そして、当社といたしましては、調停委員会が費目ごとの検討を経て算定した金額は、望月氏との関係でのみ妥当するものではなく、本件において法的に賠償を求め得る損害の総額を示すものと理解しておりますので、望月氏から本件解決金全額の支払を受けることにより当社の損害は填補され、その他の当時の役員に対する請求によって当社の回収総額が増加することは見込まれません。
- ② 特別調査委員会が認定した、望月氏による不適切行為のうち、本債権回収事案については、一部の取締役を除く他の当時の役員は、その事実を認識しておらず、認識し得る立場にもなかった旨が明示的に認定されています。また、本経費精算事案についても、その不適切性を基礎付ける情報が取締役会及び監査等委員会に共有されていなかったこと、監査等委員会は交際接待費の状況について

望月氏に対する確認を現に行い、その説明を受けていたこと等の事情が認められ、任務懈怠の立証は容易ではなく、訴訟を提起した場合に勝訴の見込みが高いとは認められません。

- ③ 特別調査委員会の調査報告書は、内部統制やガバナンスの不備を放置してきた当時の役員について経営責任を明確にする措置を求めるとともに、法的責任については監査等委員会においてその追及の可否を検討すべきものとしていました。当社は、望月氏の代表取締役の辞任及び取締役の退任、2024年8月30日開催の第54回定時株主総会における当社取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の刷新（当時の取締役10名のうち9名が退任し、社外からの社長の招致を含む9名が新たに就任し、社外取締役が過半数を占める体制となりました。）、並びに「改善報告書」に記載した14項目の改善措置（役員経費精算のルール設定、関連当事者取引及び利益相反取引に関する規程の見直し、内部監査室の充実、内部通報窓口の機能の充実等）の実施による内部統制システム及びガバナンス体制の再構築等、経営責任の明確化に係る措置を既に実施しており、経営責任の明確化に係る要請は、これらの措置により相応に果たされているものと考えております。

- ④ もっとも、上記は、その他の当時の役員について法的責任が存在しないことを確認するものではありません。当社は、上記①ないし③の各事情に加え、訴訟を進行する場合に要する期間及び費用並びにその間の当社の事業運営及び企業価値に与える影響等を総合的に考慮し、その他の当時の役員に対する損害賠償請求を行わないことが、当社及び株主の皆様の共同の利益に資するものと判断いたしました。

（4）故人である元取締役について

その他の当時の役員のうち、既に死亡した元取締役1名については、特別調査委員会の調査報告書において、望月氏による不適切行為への一部関与が認定されており、その責任追及の必要性についてより慎重な検討を要するものと考えられます。もっとも、①同氏の任務懈怠により当社に生じたと評価し得る損害は、望月氏が賠償すべき損害と同一であり、望月氏から本件解決金全額の支払を受けることにより填補されること、②同氏が本件により個人的な利益を得た事実は認定されておらず、また、不適切な経費精算として過年度決算訂正の対象とした金額（3億4,567万4千円）については望月氏からその全額の返納を受けているため、同氏に固有の損害は認められないこと、③同氏は既に死亡しており、請求の相手方となるのは本件の不適切行為に関与していない相続人であること等を総合的に考慮し、監査等委員会における検討並びに取締役会及び監査等委員会における審議の結果、同氏の相続人に対する損害賠償請求は行わないことといたしました。

5. 今後の業績に与える影響

本調停の成立に伴い、当社は、2026年12月期第3四半期連結会計期間（2026年7月1日～2026年9月30日）において、本件解決金1億3,000万円を特別利益として計上する見込みです。なお、上記の不適切な経費精算に係る返納額については、過年度決算の訂正において未収入金として計上済みであり、その返納により新たに損益に与える影響はありません。本件解決金の入金状況その他の状況を踏まえ、業績予想の修正その他開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様には、本件により多大なるご迷惑及びご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。本調停の成立及び上記4.の決議により、「改善報告書」に記載した改善措置のうち「当社取締役への責任追及」に係る当社の対応は完了いたしました。当社は、本件を厳粛に受け止め、引き続き、「改善報告書」及び「改善状況報告書」に記載した再発防止策の着実な実行と内部統制・ガバナンス体制の強化に全社を挙げて取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

以 上